

様式第十七（第6条関係）

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和6年3月19日

2. 認定新技術等実証実施者の名称
H a s h D a s H H o l d i n g s 株式会社 代表取締役 實井 智宏

3. 認定新技術等実証計画の目標
申請者のブロックチェーン技術を実装した基盤（以下「H a s h D a s H C h a i n」という。）とオンライン取引ツール（以下「取引ツール」という。）が、産業競争力強化法（以下「法」という。）第11条の2（債権譲渡の通知等に関する特例）第1項第1号の「債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等のされた日時及びその内容を容易に確認することができること」及び同項第2号の「債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること」の要件を満たし得るシステムであることの実証を行うことを目標とする。また、将来的には、同法第9条第1項における新事業活動に関する計画の認定を受けることにより、電子的な方法による債権譲渡の第三者対抗要件の具備を可能とする。

4. 認定新技術等実証計画の内容

- (1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

「H a s h D a s H C h a i n」は、ブロックチェーン技術を活用して債権譲渡の承諾日時及び譲渡内容を記録し、法第11条の2第1項第1号及び第2号の要件に加え、法第11条の2第1項第2号の主務省令で定める措置等に関する省令（以下「省令」という。）第2条第1号から第6号に規定する要件を満たし、債務者（債権譲渡通知等をした者）及び申請者の子会社であるH a s h D a s H株式会社（以下「H a s h D a s H」という。）（債権譲渡通知等を受けた者）が当該記録を「取引ツール」にて参照可能とする機能を本実証を通じて確認する。

- (2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

実証の流れは以下のとおりである。

ア 投資家（譲渡人又は譲受人）との契約の相手方となるのは常にH a s h D a s Hとし、両者間で債権（信託受益権等）の売買の条件が合致した場合、譲渡人とH a s h D a s Hとの間の売買契約又は譲受人とH a s h D a s Hとの間の売買契約について、当事者双方が電子書面等による売買契約をすることにより、当該債権を譲渡人からH a s h D a s Hが購入又は譲受人へH a s h D a s Hが売却する。

イ 売買契約は電子書面等を用いて、譲渡人とH a s h D a s Hとの間で売買が成立した場合は、譲渡人からH a s h D a s H（譲渡人との売買契約の買主）への権利移転に係る手続処理、譲受人とH a s h D a s Hとの間で売買が成立した場合は、H a s h D a s H（譲受人との売買契約の売主）から譲受人への権利移転に係る手続処理をして、当該処理内容を「H a s h D a s H C h a i n」へ記帳し、当該売買契約により譲渡された債権の承諾前の状態を「約定パーティション」（「H a s h D a s H C h a i n」における売買契約の成約状態を管理するブロックチェーンエリア）で管理する。

ウ 債務者による承諾（譲渡人からH a s h D a s H（買主）に対する債権の譲渡又はH a s h D a s H（売主）から譲受人に対する債権の譲渡）に関する手続処理を以下の順に実施し、本実証を通じてこの機能を確認する。

＜約定日＝Tの処理＞

- ① 売買が成立した日締め時にH a s h D a s Hが債務者（債権譲渡通知等をした者）へ「承諾依頼メール」を送信

＜受渡日＝T＋1の処理＞

- ② 債務者（債権譲渡通知等をした者）の受信した「承諾依頼メール」に記載されたURL から起動した「承諾画面」にて該当日の個別の売買契約を全て確認の上『承諾』（承諾ボタンを押下）
- ③ ブロックチェーン「受渡パーティション」（「H a s h D a s H C h a i n」における債権譲渡承諾後の受渡状態を管理するブロックチェーンエリア）に記帳
- ④ 債務者の承諾ボタンの押し下げにより、取引ツール上、譲渡人・譲受人へは「譲渡承諾書」（「取引ツール」にて確認可能）を交付

エ 債務者（債権譲渡通知等をした者）による承諾がなされた後、受渡日の締め時（「H a s h D a s H C h a i n」への記帳処理時、16：00－18：00の間を指す）に「H a s h D a s H C h a i n」へ『債務者（債権譲渡通知等をした者）の承諾がなされた日時』（承諾ボタンを押下し、そのリクエストをサーバー側が受信した日時）を記帳し、承諾後の状態を「受渡パーティション」（「H a s h D a s H C h a i n」における債権譲渡承諾後の受渡状態を管理するブロックチェーンエリア）で管理する。なお、この承諾（「承諾画面」で承諾ボタンを押し下げる行為）及び承諾の到達（譲渡人又は譲受人へ債権譲渡承諾を到達させる行為：電子交付される「譲渡承諾書」の送付）がなされた日時は、「H a s h D a s H C h a i n」の稼働する「アマゾンウェブサービス」（以下「AWS」という。）が提供するNTPサービスの時刻により記録する。

（3）法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証を通じて、「H a s h D a s H C h a i n」及び「取引ツール」が、法第11条の2第1項各号及び省令第2条各号の要件を満たし得ることを確認する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

（1）実施期間

認定後、本実証の開始準備が完了した日から2か月後の日が属する月の末日まで

（2）実施場所

東京（申請者オフィス及びAWS）

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

（1）参加者等の範囲

債務者、H a s h D a s H、債権の譲渡人・譲受人

（2）参加者等の同意の取得方法

申請者が、参加者に対して、事前の説明に基づき同意を取得する。

7. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

○民法

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することが

できない。

- 2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

○民法施行法

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

- 一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス
 - 二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス
 - 三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日より確定日付アルモノトス
 - 四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス
 - 五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス
 - 六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス
- 2 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル
- 3 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

○信託法

（受益権の譲渡の対抗要件）

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。

- 2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、受託者以外の第三者に対抗することができない。

8. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容なし